

有市社福第458号
令和8年8月4日

連合自治会長各位

有田市共同募金委員会
会長 濱田 澄夫

赤い羽根共同募金について

平素は社会福祉の増進に一方ならぬご協力を賜り有難うございます。

本年も“じぶんの町を良くするしくみ”を合言葉に、10月1日から全国一斉に赤い羽根共同募金運動がはじまります。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、下記によりご協力を賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

連合自治会長様におかれましては、別紙確認表に各自治会についてご記入いただき、同封の返信用封筒にて8月31日（月）までにご返信いただきたく存じます。

ご回答いただいた物品は、各自治会あて、10月1日（木）に「広報ありだ」と一緒にお届けする予定です。確認表でご指定いただいた配布先が「広報ありだ」配布先と異なる場合は、同日までにご指定の配布先あて郵送いたします。

お寄せいただいた募金は、大変お手数ですが、10月30日（金）を目途に有田市社会福祉協議会（福祉館なごみ）または市役所福祉課までお届けいただければ幸いに存じます。なお福祉課にお持ちいただいた場合は、その場で領収証の発行ができません。後日、本会より発行させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

※自治会様の運営上、早めに封筒が必要な場合は、お申し入れいただければ、本会において対応をさせていただきます。

※自治会長様におかれましては、ご多忙の中、社会福祉協議会あるいは市役所へ募金をお持ちいただくのが困難な場合は、お申し入れいただければ本会にて対応させていただきます。

※共同募金につきましては決して強制ではなく、あくまでもお願いでございます。

令和8年度赤い羽根共同募金 今後の予定

個々の自治会・連合自治会様により異なる部分がありますが、基本的には以下のとおりとなります。

日 付	内 容
8月4日（火）	有田市共同募金委員会より、各地区連合自治会長様へご協力のお願い ・連合自治会長様へのお願い文書 ・「共同募金封筒等確認表」
8月31日（月）までに	連合自治会長様は、上記「確認表」をご返送ください。 
9月30日（水）発送 （「広報ありだ」配付時）	各自治会あてに以下をお届けします。 ・自治会長様へのお願い文書 ・「確認表」でご回答いただいた物品
10月1日（木）より	赤い羽根共同募金運動 実施期間開始
10月30日（金）を めどに	お寄せいただいた募金は、自治会ごとに 有田市社会福祉協議会 または 市役所・福祉課 にお届けください。

有田市共同募金委員会